

Title	大和の無足人について(第二)：添上郡田原郷此瀬村吉田家の場合
Author	平山, 敏治郎
Citation	人文研究. 8 卷 4 号, p.363-375.
Issue Date	1957
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

大和の無足人について 第二

添上郡田原郷此瀬村吉田家の場合

平山敏治郎

一

藤堂藩のいわゆる城和五万石領内における無足人制度の大概については、先に大和国山辺郡小山戸組を中心として、その家筋の消長を略述し併せて村落居住者のうち上層に位する家族の変遷にも触れたが、^①ここでは再び同じ地方のある無足人の家について立入って紹介してみたい。ことさらにある家の事情を説明しようとする趣旨は、この郷土的な待遇を与えられた諸家は、初めは藩祖藤堂高虎の領有以前から引続いて所在に名主的な地侍の家柄を伝えた者に限られており、後には庄屋などの村役精勤の百姓にも及んだのであるが、この家はかかる一般的な場合とは異なる事情があった。しかしながら大和ではやや古い国民の家系に属していて、一時は新興大名家の家臣となって他国に出、帰って村落の住人となつてもなお祖先以来のある特権を長く保持したというやや特殊な経歴をもっていたことにかかっていた。このある家というのは大和国添上郡田原村此瀬の吉田家のことである。

さて安政三年改の城和無足人名前帳によると、古市組田原郷村々の住人は無足人では大野村山本平左衛門、此瀬村吉田定右衛門の二家、無足人格は茗荷村松本甚八、横田村今井善五郎、中貫村市井正達の三家および撒兵中貫の市井左京などの名が見える。都合六家を数えるが、これらの諸家のうちには山本家のように明応大永年間以来の由緒をもつ家^②もあれば、

中頃以降に願出て取立てられた家も少くなかった。その反面にはかつて栄えながら既に退転してしまった家もあったのである。たとえば日笠村の横田権右衛門は寛政年間には高十八石余、寛文以来七代相続と称していたが、この時には無足人の列から姿を消している。しかもこの家系は実はさらに古く溯って知られていたのである。④ そうしてこれらの家々でも現在まで子孫が村方に家名を伝えるのは僅かに吉田、松本の両家のみとなった。村落家族の隆替は思いの外に目まぐるしく、この村も例外ではなかったのである。

先年来いく度か田原村を訪ずれて史料採訪を行ったが、その際吉田家の好意によって家蔵の文書記録の一見を許された。それらの知見によってこの家の由緒を簡単にまとめてみた。

二

此瀬村吉田家の初代を八左衛門長経といった。晩年には七郎左衛門とも改め称している。⑤ この人が延宝六年にはじめて此瀬に移り住んだのである。城和五万石領の成立は元和五年のことであったから、この年まですでに六十年を経ており、無足人取立てが行われてのち久しくして入村したことになる。寛政十年になって長経五代の孫弥三右衛門元直が書留めた系図後鑑によると、この頃の家伝では八左衛門の父を弥市右衛門長政といい、生国は武州川越と記している。また寛政十一年に古市奉行から「無足人御改、是迄書出しに洩れ候事も有之候はば委しく書出し候様」に仰付けられて、元直から差出した由緒の覚書の案によれば「先祖者当国筒井城主筒井順忽一乱之砌、同国法隆寺ニ忍退し、夫ヨリ武州川越へ引越、家苗吉田ト相改河越ニ住居仕、右末流吉田弥市右衛門明暦二年ニ帰国仕、法隆寺ニ住し」たとある。弥市右衛門は晩年に万齋と号し、延宝二年正月に死去した。この人が法隆寺中に老後を送るようになったのは理由のないことではない。万齋の兄に当る尊英権律師は同寺の中院住職となり、八十七代の法隆寺別当でもあった。尊英は明暦元年に示寂したが、万齋の子舜英がさらに中院の後住となり、この人もまた八十八代の別当職に就いたのである。これらの縁故に頼って帰国のち寺中に寄宿したものと思われる。尤も舜英法師も万治二年には老父に先立って廿五才で入滅した。⑦ なお万齋の弟には東大

寺知足院の住持となつた英音大徳もあつた。当時これらの諸大寺に入って僧となるものは侍種姓などの然るべき家筋の子弟に限られたようであるから、吉田家も相当の家格を認められていたと考えられる。

併しながらこの家が筒井の一族であつたと称する家伝は正しくない。初代の八左衛門が貞享三年の無足人改の時に差出した覚書には、ただ「先祖、生国武州川越吉田弥市右衛門ト申者、私儀弥市右衛門忰ニ御座候」とあるばかりである。ところが別に同じ人の手に成る先祖書が残っている。これは八左衛門の子左源太が元禄九年に法隆寺妙音院に入って得度した。その際慣例によつて系図改が行われ、吉田家から五代相統の系図覚書を提出したのである。

吉田家系図之覚

一吉田弥太郎藤原長胤 大和国箸尾領主箸尾家一族ニ而、代々箸尾村住居仕候事

弥太郎子

一吉田九郎次郎藤原俊光 親弥太郎同吏ニ而、箸尾ニ住居仕候事

九郎次郎子

一吉田慶齋 片桐故主膳止殿罷在、摂州兵庫辺知行所之奉行役相勤罷在候事

慶齋子

一吉田弥一衛門藤原長光 松平伊豆守殿ニ奉公仕、武州河越城下郡代奉行相勤、其後入道仕、萬齋ト申候事

萬齋子

一吉田八左衛門藤原長経 萬齋一所罷在、只今田原ニ住居仕候、則兄左源太親ニ而候事

右之通五代相統相違無御座候、則慶齋子尊英、萬齋子舜英、何茂中院住持仕候、左源太茂右舜英父方之甥ニ而御座候 已上
元禄九年七月八日

吉田八左衛門長経 判

中 院御房

妙音院御房

右によるとこの家はもと大和の国民箸尾氏の一族であつた。多聞院日記天正七年十月六日条に「去廿九日、於天王寺表及合戦、亀鶴兄討死了、箸尾衆新堂吉田討死了、手負卅人計在之云々」と見える家筋であろう。代々箸尾村に住したが、八左

衛門の祖父慶齋は大和國小泉領主片桐主膳正貞隆に仕えて奉行職を勤め、父弥一右衛門長光は武藏国川越城主松平伊豆守信綱に仕えて郡代奉行となったことが知られる。寛政の家伝と相違するところがあるが、家の由緒としては先ず元禄の系図書を信すべきであろう。地方の旧家の経歴には伝承が中頃に転化して古い文献と一致しない場合は少くない。この時得度した児左源太は養海房屯英と称したが、のちに東大寺に移り知足院に入って長賢房良信と改めた。

なおついでに述べるならば、父は小泉の片桐家に出仕し、その子は川越の松平家に召抱えられるなど江戸時代の初期には地方の土豪国侍たちの武家奉公がかなり自由にかつ容易に行われたことが窺われる。その反面にはまた気軽に禄を離れて帰国することもあったらしい。新興の大名家に世襲譜第の家の中士が成立した当初の事情を推察することが出来よう。

三

八左衛門が此瀬村に住み着いたのは、のちに述べるように高を買得たからであるが、田原郷中に土着するには有力な手引があったのである。ここで同郷大野村の無足人山本家との縁故を顧みる必要がある。明治初年に退転して現在ではその屋敷跡は敷地になっているが、山本家はかつて城和無足人の筆頭で、貞享年間に持高六十六石八斗余、藩公が伊賀上野に在城の時は独礼の謁見を許された名家であった。^⑩そうして寛文延宝の頃はこの家の全盛時でもあったのである。山本家についても別の機会に述べたいが、山本九兵衛政信の息にはじめは菓師寺福蔵院に入り、のち寛文十年に法隆寺中院に移って僧になった人があった。音測房覺勝である。法隆寺に存する系図入日記によると延宝元年に得度したが、その際吉田八左衛門の養子分になったのである。兩人の年齢はあまり違わず八左衛門の方が五才の長者であったに過ぎなかったが、このような手続をとったのは、吉田家は中院の寺元であったためである。寺元は里元または家元ともいい、「是ハ代々侍種姓ニ而里元々代々之住持入来候儀一山ニも慥存罷有候(中略)又無住ニ成候時、里元々一山ハ断候而五代相統之侍種姓慥成児ヲ入候而由緒之寺僧を師匠ニ頼得度仕任持相統仕候」と述べられたような関係を寺と結んだ家筋であった。^⑫さきに尊英、舜英の叔姪が中院住持になったのも寺元としての縁故によったのである。家族のうちで得度すべき者がなければ素姓正し

い児を養子として入寺させることになっていた。覚勝の養子契約の時の文書は見当らなかつたが、その弟子宮内卿良訓が享保三年に八左衛門に差出した一札がある。¹³それによると、「法隆寺中院寺本之義古来々吉田氏御家ニ御所持、是迄代々相続被成候、依之此度拙儀貴様御子分ニ成、中院当住持覚勝法印後住ニ御定被置被下忝奉存候、対師匠不孝之儀仕間敷候、以後私弟子之義吉田氏々御指図次第ニ取、跡式相続仕候、尤対寺本後々迄毛頭御如在仕間敷候」の文言が見えるから、覚勝の場合も同様の趣旨のものが取交されたことであろう。覚勝のちに法隆寺の元禄修覆に当って修理奉行の一人として活躍し、一萬法印九十代別当にも挙げられた。

かくて九兵衛の家督を延宝四年に継いだ嫡子平左衛門忠辰が八左衛門の此瀬入村について奔走し、周旋につとめたことは想像に難くない。忠辰は長経に長すること七才、ともに享保五年秋に前後して世を去るまで数十年の間親交を保つたことは、平左衛門の日記によって知ることが出来る。ただに友誼が厚かつたばかりでなく、長経の長女は忠辰の嫡子甚六（後平左衛門）辰行の妻に迎えられ、その女はまた外祖父長経に養われて養子弥三右衛門に配されるなど姻戚の關係を重ねるまでになっていた。

平左衛門日記は吉田八左衛門の田原移住の年の分を佚しているが、延宝四年、五年の記事によれば、この頃長経は奈良におり東大寺中に起居していた。これは先に触れた如く同寺知足院の縁故によるものであろう。吉田家は知足院の寺元でもあった。両者の交渉を一二述べると、四年二月十日条に「從吉田八左衛門飛脚到来、可談旨有之条、政興東大寺江可来由、雖然風氣故不行」とある。政興は忠辰の初めの名である。書信、音物贈答、訪問などしばしば記事に示されており、五年三月の下旬には連れ立って法隆寺に遊び中院に宿泊して、二十九日にはともに当麻寺開帳に参詣したこともあった。ことに四年十一月十五日条には「從吉田氏飛脚来、八左衛門身上相談之義也、即行吉田家一宿、伊賀西庄源左衛門八左衛門家一飯、高山自省、楠堯当、政興相伴也」と見える。西庄氏は長経の母方の伯父に当り、藤堂家に仕えて四百石の禄を食んだ。三十才に近くいまだ妻も娶らず処士の身を寺中の寄宿生活に託している甥の前途について相談するために参会し

たのであろうから、平左衛門がこの席に招かれたのはよほどの親交があつたものと思われる。しかも二年の後には八左衛門は田原郷へ移住土着して来たのである。平左衛門の口入助力があつたと解釈するのは当然であらう。尤も八左衛門もこの間に田原の人々に金融したこともあり、山本家を通じて郷中に多少の關係も出来ていたようである。五年閏十二月六日の条には「東大寺住吉田八左衛門入来、貞寿公見廻、且者吉田氏東田原中庄江徒去々年銀子令称貸、依之相談也」とあつた。親の代から牢人の境涯を続けていたにも拘らず、かなり裕福な生活を保つていたとみえる。

四

此瀬村に移住した時に八左衛門が入手したのは青田金左衛門の一跡であつた。これは家屋敷をはじめ田畠山林茶園など合せて高十八石四斗七升九合で、八左衛門は金百二十両で買得している。この時の屋敷地は今の吉田屋敷と呼ばれる場所であらうか。此瀬の天満宮の下にある。現在の吉田家は少し離れた日笠への道路の傍に移っている。田畠等の細目についてはわからない。さて売主金左衛門もこの十八石余の高は相伝の得分ではなかつた。これより十二年以前というから寛文六年のことであるが、清九郎の跡式として銀六貫目をもって取得したのである。その間の事情は系図後鑑にも記してあるが、虫食いのためよくはわからない。判読すると以下のことが窺われる。すなわちもとの所持主清九郎は何かの不都合があつて持高一式を所管の古市奉行所へ召上げられたらしい。それを金左衛門が買受けたが、さらにその子二人の手から吉田八左衛門に渡つたようである。これらに関する文書が二通保存されている。

売渡シ申此瀬村清九郎跡式之事

一清九郎跡家屋敷田畑山林茶園不残相改申帳面之分、此代銀六貫目ニ永代其方江売渡シ申儀実正也、然上、以来毛頭違乱有之間敷候間、此帳面之分少も無相違御支配可有候、則伝兵衛、弥平次、助左衛門、清二郎、善吉相改連判致候帳ニ加裏判、其方江唯今相渡シ申候、為後日売券之証文如件

寛文六年

午正月七日

此 瀬 村

金 左 衛 門 殿

(裏書)

右表書之通見届候也

午正月七日

壳渡申此瀬村金左衛門一跡之事

一此瀬村金左衛門跡家屋舖田畠山林菜園藪惣高合拾八石四斗七升九合之処、先年金左衛門買得之時分相改申名寄帳面之通、代金百貳拾兩ニ永代壳渡申処実正也、右之於一跡自他之構毛頭無之候、勿論御公儀様御年貢等少茂未進無之候、則先年庄屋南田原村伝兵衛、中之庄村弥平次、名荷村助左衛門、矢田原村清次郎、此瀬村善吉相改致連判、御奉行手代衆之御

大和の無足人について 第二

南田原村 伝 兵 衛 ①

中ノ庄村 弥 平 次 ①

大野村 長 藏 ①

日笠村 少 介 ①

古市村大庄屋 佐次右衛門 ①

桑原伝右衛門 ①

杉山半左衛門 ①

依田市郎右衛門 ①

金左衛門殿参

奥書ニ御判形有之名寄帳并同御裏判之売券状添相渡シ申候間、此帳面之通不残其方様永代御支配可被成候、尤免割以下右之名寄帳面ニ少茂相違無之、若此一跡ニ付如何様之六ヶ敷義出来仕候敷、又ハ田畠山林以下右帳面之内少ニ而茂隠シ置候敷、其外此度引渡シ候以後御不審之義候ハハ、何時ニ而茂村之庄屋組頭罷出急度相改埒明可申候、為後日売券証文如件

延宝六年

戊午十二月十九日

うり主 金 三 郎

同 勝 右 衛 門

此瀬村庄屋 仁 兵 衛

同村 組頭 源 蔵

吉田 八 左 衛 門 殿

(裏書)

右表書之通見届候也

延宝六年ノ年極月十九日

大庄屋古市 広瀬 佐次 右衛門 (印)

大塚 弥次郎 (印)

以上に述べたところによって吉田八左衛門が此瀬村に住み着いた事情は明らかであろう。余分なことではあるが、この譲渡売却された高の以前の所持主清九郎について山本平左衛門日記には関係のある事件が記されているので書添える。延宝五年二月十五日に此瀬村の森島五郎兵衛が鉄砲自殺をした。この人は清九郎の弟であった。しかも清九郎もまた先年自

害して果てていたのである。すなわち同日条に「從此瀬村使来、彼村住人森島五郎兵衛以鉄炮令自害、何之无意趣貧窮故云々、五郎兵衛兄清九郎先年於当家雪隠令自殺、今又如斯之義不便之至也、於此時彼家可謂滅亡歟、雖然五郎兵衛子二人之在之、自殺之時者今朝辰云々、及未上刻政興行、即於甚三郎家村人出逢、及申下刻從古市檢使来由」と見える。古市奉行所の檢使の結果が伊賀上野へ報告され、さらに上野からの下知によって奈良奉行所へ窺い立てて、十七日に至り漸く許されて五郎兵衛の葬儀が取行われた。

五

さきに掲げた文書によると、清九郎も金左衛門も名字を記すことを認められていなかった。併しながら金左衛門が青田と称したことは系図後鑑に収めた寛政十一年の由緒覚書にも「吉田八左衛門延宝六年当年村青田金左衛門一跡ヲ買受当村へ引越無足人相勤候」とある如く、長く伝承されていた。また清九郎も弟の五郎兵衛が森島氏を称しているところから推して、森島か否かは別としても名字を知られた家柄であったと思われる。いずれにしても両人とも村内の私的生活では名字をもって呼ばれる階層であつたらしい。此瀬村は宗国史によると高百石、十八戸の小村である。その編纂された寛延頃に比べて延宝年間には多少家数も少かつたとしても、この村で十八石余の持高はかれらがかなりの上位の住民であつたことを示している。それにも拘らず公式には名字を許されなかつたところをみると身分は百姓であつて、少くとも無足人の待遇を受けていなかったことは明白である。江戸時代には農民が名字を持たなかつたという通説が今もいわば常識的に行われているが、事実はこの一例からも知られる如く、名字を伝えても百姓には制度として公称を認めなかつたに過ぎなかつたのである。

さて百姓金左衛門の持高一跡を買得した吉田八左衛門は、土着ののち幾年も経ぬうちに無足人の列に加えられた。その格式がいつ与えられたかは詳かでないが、延宝六年の売券にも吉田八左衛門と名字を書かれていた。従つてはじめから浪人分として士格を認められたのであろう。無足人取立は本人から由緒を記して願出て許される慣例があつた。譜第の旧家

でない吉田家が取立てられたのは破格のことであつたといえよう。家に残る史料では八左衛門が無足人であつた証拠は、貞享三年の無足人改に古市へ差出した覚書の案が最も早いものである。さきに一部を抄出したが全文を掲げる。

田原之内此瀬村

吉田 八左衛門

一高拾八石余

右先祖ハ生国武州川越吉田弥市右衛門ト申者、私義弥市右衛門倅ニ御座候、八歳以前当村へ参、金左衛門ト申者之一跡ヲ禰得仕、当村住人罷成、御役義相勤申候

右之通御座候以上

年号月日

吉田 八左衛門 ㊦

広瀬 佐次 右衛門 殿

この文言は無足人改の際に提出する通例の願書の書式と異っている。いわゆる一領一騎一筋の所持する武器を明細に書上げていない。さればといつてこの時に新に取立てを願ひ出たものでもなかつた。すでに天和二年の平左衛門日記には八左衛門が無足人であつたと思われる節もあつたから、入村移住して程なくこの身分をもつて遇されたと考えたい。尤も家の持高は寛政十年の覚書には十五石余と書かれて少しく減じているが、この文中には「若御用之節者先規之通ニ而相勤可申候」と記して、五代相続の家柄を示している。なおいへば寛政四年に吉田家は本家と隠居とに分立したことがある。恐らく四代定右衛門元綱がこの年隠居して養子弥三右衛門が家督を相続したのであろう。当時の持高は十六石余、これを切半して各八石二斗三升三合を分有した。隠居定右衛門は文化二年に歿し、その跡は弥三右衛門の女が継いだ。この人も文化五年に若死をしたので、再び一家として両高を合せることになつたという。これによれば寛政十年に高十五石余とあるのは不審の点がないでもないが、今はありのままに記しておく。

天和二年に八左衛門長経は妻帯した。新婦は藤堂藩伊賀上野の士高田道漸の末女である。この縁組には長経の叔父西庄氏が仲介したと思われるが、田原では山本家が周旋の勞をとった。平左衛門日記六月二十九日条には次の記事がある。「吉田氏婚礼相整、今日到黄昏有嫁娶之儀式、内室者伊賀之仕官高田道漸娘也、先内室入来之節、于水間邑庄屋徳兵衛方令着而休息、自此瀨于迎行者、予并西庄氏家来金沢六之丞、駕籠者六人馬一疋、予乘駕籠也、賀治右衛門金助召連上下十六七人、水間邑権三郎迄行休息、而着袴肩絹、而于徳兵衛方行、逢于高田家来三笠六郎兵衛并年寄女房嶋女、而双方首尾整之後令同道、及于晚于吉田家来、内室待受者愚妻由幾也、尤幾多女相従行也、婚礼之作法諸式愚妻取持也（下略）」。

高田道漸はもと伊賀に生れ、若年にして豊前国小倉城主小笠原右近大夫忠真に仕えた。島原一揆鎮圧の時は小笠原殿の手に属して一番首を取ったと語っているが、この頃十四五才であった。のち伊賀に帰って五十人扶持を賜い、大野木に住した。嫡子斎は別に召出されて五百石を知行、物頭役を勤めていた。¹⁵⁾

八左衛門には二男二女があった。長子はすでに述べた法隆寺妙音院の養海房老英のちに東大寺知足院住持の長賢房良信律師である。次ぎは十郎右衛門房経、別所村吉見甚右衛門の女を妻としたが父に先立って正徳元年に死に、その子九八郎も夭折した。女は長は山本甚六辰行の妻、次は南都伶人芝河内守葛光に嫁した。房経の歿後山城国相楽郡上狛庄椿井の郷士椿井三雪の息を養って義平次正盈と称したが、享保三年春不縁となって離別した。¹⁶⁾この年の冬に至って外孫山本甚六の女を入れて養子弥三右衛門重満に配した。この人は小泉の片桐石見守貞起の医臣島田碩庵の末弟である。はじめは九八郎の後見のつもりであったが、九八郎の死後家督を相続した。のちに名を長元と改めた。妻の山本氏は早く歿して後妻は郡山城主松平美濃守吉里の家中安養寺八左衛門姪、江戸の旗本竹田新左衛門の女を迎えた。このような家族関係を一々述べたのは、無足人の身分が当時の社会的位置にどのように認められていたかを考える一助にしたからである。¹⁷⁾

さきに吉田八左衛門は裕福であったと推定したが、これについても一つの史料がある。¹⁸⁾島田碩庵から弟弥三右衛門を養

子に遺すについて「吉田氏かとか何用いか様候哉」と尋ねられた時、仲介の労をとった中院覚勝は「委ハ不存候へ共有増申入候」とて次の如く説明した。

一几作徳二十石程、高十七八石程有之候

一山地買付銀高十貫目程也

一山立木銀高十貫目程有也

一春日拝殿之知行高九石七斗、往古々吉田家ニ持来候、物成五石之内式石五斗只今ニ而ハ取、若宮神主頼ニ置候

一寺元知足院、中院、蔵松院三軒所持也

一市ノ元ニ所持之田地作徳壱石程有之
(樂本)

一七郎左衛門孫九八郎惣領ニ立可申好、養子中院姪お十と夫婦之筈

一武具馬具等ハ一通有之、入不申候

一田原家ハ三軒張ニ九間、長屋土蔵有之

一銀子も三十貫目五十貫目ハ所持可有之

一弥惣右衛門持參銀ハ少も入不申候、併七郎左衛門、九八郎、お十へハ相応之信物入可申候

右之外指而替義無之候

文中の春日拝殿の知行とあるのは出羽殿知行ともいい、いわゆる田原巫女の株である。かつて西庄氏の妻から吉田万齋の姉に譲られ、さらに八左衛門の母に伝わったが、寛永六年以来春日社家の家族の女性に預けて来た。¹⁹ また寺元は法隆寺²⁰の姉に譲られ、これらについても述ぶべきことはあるが他日に譲る。

中院、東大寺知足院および唐招提寺蔵松院の三寺であった。これらについても述ぶべきことはあるが、大和の東山中の村々にはこの特殊な経歴をもつ家族とともに、
以上で無足人此瀬村の吉田家創立の事情を素描したが、大和の東山中の村々にはこの特殊な経歴をもつ家族とともに、
やや古風な生活形態を維持した郷士がかなりいたのである。

註①拙稿「大和の無足人について」人文研究 第六卷第九号

②山本氏家譜録

③吉田家系図後鑑所収 寛政十年横田権右衛門由緒覚書

④山本平左衛門日記 宝永七年四月五日条

⑤山本平左衛門日記、中院覚勝日記ともに享保三年以来この名が見える

⑥⑦法隆寺院主并寺主譜略伝

⑧吉田家系図後鑑

⑨山本平左衛門日記 元祿九年七月九日条

⑩同右 貞享三年二月二十一日条

⑪前掲拙稿

⑫正徳三年 普門院寺元之儀ニ付小三郎興申分之委細記録

⑬中院覚勝日記 享保三年七月二十五日条

⑭山本平左衛門日記 天和二年十二月十八日条

⑮同右 宝永三年七月二十七日条

⑯山本氏家譜録 但し義平次長政とある

⑰山本平左衛門日記 享保三年二月九日条

⑱中院覚勝日記 享保三年七月二十四日条

⑲南都春日若宮巫女職出羽殿知行米之覚

⑳昭和三十一年十一月京都大学文学部の読史会大会に「寺元株について」報告の際これらの寺元にも言及した、なお同年十月大阪歴史学会秋季大会に報告した「郷士家の家族的周辺」にも山本、吉田両家の關係を述べた、いずれも未刊のため附記する

〔付記〕成稿の後、三重県上野市立図書館において、慶安年間から延宝五年まで城和奉行として古市に在勤した西島八兵衛之友の公用記録を一見した。これによって此瀬村清九郎兄弟は庄屋太左衛門の子で、清九郎の自殺は兄門兵衛出奔事件の直後、寛文三年の暮に行われたことが判明した。また第五郎兵衛は出でて森島氏を継いだことも知られる。従って清九郎らの苗字はなおわからないままである。